

喀痰吸引等研修（第一号研修、第二号研修）実地研修の取扱いについて

1、実施手法

基本研修を修了したと認められる者について、「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知）の（別添2）に定める各条件に基づき、以下の方法により実施する。

なお、実地研修の受講は、基本研修の講義部分について知識が習得されていることが筆記試験により確認され、かつ、演習において評価基準を満たした介護職員等を対象とする。

ただし、医療的ケア（講義・講習）（介護福祉士養成課程の実務者研修、介護福祉士養成課程の養成施設または学校等（福祉系高校・中等教育学校・大学））修了者は、基本研修修了証明書もしくはそれに準じる証明書を県に提出することをもって、喀痰吸引研修（第一号・第二号研修）の基本研修（講義・演習）を一律履修免除する。

2、実施時期

基本研修（講義50時間、筆記試験、演習）修了日以降

3、実地研修の実施要件

医師及び看護職員との連携並びに役割分担による的確な医学管理体制を確保するために、実地研修を実施する上で必要となる以下の要件を充足すること。

(1) 医師の承認	・ 利用者の状態を踏まえ、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が喀痰吸引等を実施可能かについて、医師の承認を得ること。
(2) 利用者・家族等の同意	・ 利用者（利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等）に喀痰吸引等の実地研修の実施と当該施設・事業所の組織的対応について説明し、実地研修指導講師の指導の下、介護職員等である研修受講者が当該行為について実地研修（実習）を行うことについて書面により同意を得ること。
(3) 医師の指示	・ 研修受講者による喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること。 ・ 文書による指示を行う医師は、施設の場合は配置医や嘱託医、在宅の場合は利用者のかかりつけ医等を特定し、利用者の身体状況の変化等にも継続的に対応できるよう努めること。
(4) 医師及び看護職員との連携並びに役割分担による適切な医学管理	・ 研修受講者による喀痰吸引等の実地研修について同意を得た利用者（以下「実地研修協力者」という。）の状態について、医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）による確認を定期的に行い、当該実地研修協力者に係る心身の状況に関する情報を研修受講者と共有することにより、医師又は看護職員及び研修受講者の間における連携を確保するとともに、当該医師又は看護職員と研修受講者との適切な役割分担を図ること。
(5) 計画書の作成	・ 実地研修協力者の希望、心身の状況及び医師の指示を踏まえて、医師又は実地研修指導講師及び研修受講者との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成すること。
(6) 医師への実施状況の報告	・ 実地研修の喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
(7) 緊急時の連絡体制	・ 実地研修協力者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。

4、実地研修の類型

第一号研修 ①から⑤の類型 <u>全て</u> を実施	第二号研修 ①から⑤の類型の <u>いずれか又は複数</u> を実施
① 口腔内の喀痰吸引 ② 鼻腔内の喀痰吸引 ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤ 経鼻経管栄養	① 口腔内の喀痰吸引 ② 鼻腔内の喀痰吸引 ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤ 経鼻経管栄養

5、実地研修の実施施設等

上記3の諸条件を満たす介護老人福祉施設、介護老人保健施設等とする。

6、実地研修の内容

(1) 実地研修において実施する行為種別及び実施回数

行為（ケアの種類）	実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※特定行為業務従事者の認定は、実地研修を修了した行為のみとなる。例えば、「口腔内の喀痰吸引」の実地研修を修了した者については、口腔内の喀痰吸引のみを行うことができる者となる。

なお、ある行為について認定登録後であっても、他の行為の実地研修を行うことにより、当該行為を行うことが可能となる。その場合は、認定証の更新申請の手続きが必要となる。

また、経鼻経管栄養について、半固形の栄養剤を使用しての実地研修のみでは研修を修了することができないため留意すること。

(2) 実地研修の評価

上記6（1）に規定する行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、評価票の全ての項目について、講師の評価結果が、「一人で実施し、手引きの手順通りに実施できている」となった場合であって、以下の①②のいずれも満たす場合、研修の全課程の修了を認定する。

- ① 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。
- ② 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。

(3) 実地研修の修了の報告

指導看護師等は、評価終了後10日以内に、以下①～③の書類を、奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課あて提出しなければならない。

- ① 実地研修修了報告書（様式1－1または、様式1－2）
- ② 実地研修実施要件確認シート（様式2）
- ③ 指導者評価票（様式3～様式8）

7、実地研修における留意事項

自施設（同一法人が開設する他の施設等を含む）で実地研修を行う場合においては、以下の事項に注意すること。

- （１） 実地研修の実施に当たり、利用者（利用者に同意する能力がない場合には、その家族等）に対し、実地研修の実施と当該実地研修実施機関の組織的対応について説明し、同意を得る等、適切な手続きをとること。
- （２） ヒヤリハット事例の蓄積等にあたっては、「ヒヤリハット・アクシデント報告書（介護職員・指導看護師記入）」様式を活用する等、適正に記録すること。
- （３） 実地研修において事故が発生した場合は、実地研修の実施者は速やかに指導を行う医師、看護師等に報告し、適切な処置を講じるとともに、その状況を奈良県長寿・福祉人材確保対策課、当該利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。
- （４） 指導看護師等については、①厚生労働省が実施した指導者養成講習又は奈良県指導者養成講習（平成２３年１２月２０日、平成２４年１０月４日、平成２５年９月２５日、平成２６年７月２４日、平成２７年１１月１７日開催）を修了した医師、保健師、助産師及び看護師、②「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成２３年１０月２８日社援発１０２８第３号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師であること。
- （５） 当該実地研修の実施に係る損害賠償保険掛金等は、受講者又は受講者が所属する施設等の負担とする。

8、修了証書

研修の全課程（基本研修・実地研修）を修了した受講者に対し、修了証書を交付する。

<問合せ先>

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県福祉保険部地域包括支援課 福祉人材確保・育成係
電話 0742-27-8039
FAX 0742-26-1015